

排出者責任の追及について

本事案については、処理業者の破産、解散により、原状回復費用の原因者負担は厳しい状況にある。

しかしながら、地域の生活環境の保全による住民健康被害の防止や、農畜産物の風評被害の防止の観点からは、対策を早急に講じていかなければならない。

対策に要する費用については莫大なものと予測される場所であるが、その費用負担を行政が担うことは、結果として「捨てる得」となることから、廃棄物そのものを排出した事業者に対して責任追求することについて、両県及び国で検討する必要がある。

1 排出者の特定

両県の調査結果を一本化し、当該事案に関係する排出者リストを作成のうえ、必要に応じて排出事業者に対して廃掃法第 18 条第 1 項の規定に基づく報告の徴収を行ない、排出実態を把握する。

2 責任追及の検討

1 により確認した内容に基づき、排出者責任追及に係る基本的考え方を統一のうえ、国の助言を得ながら両県担当課で対応案を作成する。

対応方針については合同会議、合同検討委員会での検討を踏まえて両県が決定する。